（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　被保険者	第二章　被保険者
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　被保険者による申出等（第二十三条の二―第三十三条）	第二節　被保険者による申出等（第二十四条―第三十三条）
第三節　（略）	第三節　（略）
第三章～第八章　（略）	第三章～第八章　（略）
附則	附則
（協会に対する情報の提供）	（協会に対する情報の提供）
第二条　法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。	**第二条**　法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　第六条第一項、第十一条の二から第十四条まで並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第三十六条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項	二　第六条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する被保険者証の訂正に関する事項
三～五　（略）	三～五　（略）
（被保険者の資格取得の届出）	（被保険者の資格取得の届出）
第六条　法第二十四条の規定による被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の資格を取得したときは、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。	**第六条**　法第二十四条の規定による被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の資格を取得したときは、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（被保険者の個人番号変更の届出）	（新設）
第十一条の二　船舶所有者は、第二十三条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	
一　船舶所有者の氏名及び住所	
二　被保険者等記号・番号	
三　被保険者の氏名、生年月日及び住所	
四　変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日	